

安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事

目 次

A01	特記仕様書1
A02	特記仕様書2
A03	特記仕様書3
A04	特記仕様書4
A05	特記仕様書5
A06	特記仕様書6
A07	配置図・付近見取図
A08	1階平面図
A09	2階平面図
A10	3階平面図
A11	立面図1
A12	立面図2
A13	屋根改修部 屋根伏図
A14	3階平面詳細図・展開図
A15	断面図
A16	詳細図
E01	電気設備工事特記仕様書
E02	2階電気設備図（廊下 人感センサー新設、配線図）
E03	3階電気設備図（廊下 人感センサー新設、配線図）

舛岡建築設計事務所
 広島県安芸高田市高宮町原田4132
 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664
 1級建築士（大臣）162104号 舛岡実千雄

工事名 安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事		章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項																		
I 工事概要 1. 工事場所 広島県安芸高田市吉田町吉田791 2. 工事種目 改修建築工事 3. 別途工事 4. 公衆災害防止措置 (1) 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。 (2) 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（令和元年9月2日 改定）」に基づき実施すること。 5. 現状復旧 工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。 6. 主要資材 (1) この工事の施工に対して、資材を購入し、又はやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力、広島県内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。 (2) 主要資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地、及び資材名等を発注者に通知するものとする。 (3) 当該工事に使用する砂については、海砂（県外産を含む）を使用しないこと。						2. 仮設工事 ② 既設部分の養生 [2.3.1] (1) 養生方法 ①ビニールシート等による（ ） (2) 固定された家具（備品、机、ロッカー等）の移動 *行う（図示）（ ） (3) 既存部分における既存家具等の養生 *ビニールシート等による（ ） (4) 既存ブラインド、カーテン等の養生 養生方法 *取り外し再取得（ ） 保管場所 *構内既存施設内（ ） 3. 仮設間仕切り [2.3.2] 表[2.3.1] * A 種 ・ B 種 ・ C 種 合板又は石こうボードの塗装 *行わない ・行う 4. 仮囲い等の安全施設 別紙設計図による。 5. 監督職員事務所 [2.4.1] ・ 既存建物内の一部を使用する（場所 ） ・ 構内に新設する * 設けない ⑥ 工事用水 構内既存の施設 ・利用できる①有償 ・無償 *利用できない ⑦ 工事用電力 構内既存の施設 ・利用できる①有償 ・無償 *利用できない ⑧ 工事現場の表示 現場の見やすい位置に監督員が指示する表示板を設ける。 9. 出入口養生 * 行う（ベニヤ等） ・行わない 10. 朝顔養生 * 行う ・行わない 11. セキュリティー設備 ・ 既設設備の取り外し、取り付けを行う。 ⑫ 仮囲い ① 設ける（位置、延長等は図示） ・ 万能鋼板（H= ） ・ 波形鉄板（H= ） ・ 単管シート（H= ） ・ 防音シート（H= 3.0m ） ・ 防音パネル（H= ） ・ パネルゲート（W= H= ）× 箇所 ・ シートゲート（W= H= ）× 箇所 13. 騒音、防塵等の対策 ・ 設けない ※ 設ける（適用範囲、高さ等は図示） ・ 防音パネル ・ 防音シート ・ 防炎シート ⑭ 交通誘導員 ・ 設けない ・ 配置する（ 日 × 人 = 人・日） ・ 配置しない		4. 防水工事 1. 施工数量調査 [1.6.2] 下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。 調査範囲 屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存コンクリート面、タイル面等 調査内容 ひび割れの幅及び長さを屋根面等に図示する。 浮き部分、欠損部を屋根面等に表示する。また、脆弱部を調査する。 部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根面等に表示する。 ※ 防水工事は、以下のいずれかの施工業者（元請業者又は一次下請業者に限る）による施工とする。 以下のいずれかの資格を有する者が所属している事業者。なお、当該資格を有する者が本工事の施工に関与することとする。 ・ 建築仕上り改修施工管理技術者（（一財）建築安全センター） ・ 防水施工管理技術者（Ⅰ種）（（一社）全国防水工事業協会） ・ 登録防水基幹技能者（（一社）全国防水工事業協会） ・ 提出しない 2. 防水の施工 3. 防水保証 4. アスファルト防水 [3.1.4] [表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3 ~表3.3.10]																						
II 建築改修工事仕様 1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）による。 2. 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、*印のついたものを適用する。 ○印と*印のついた場合は、○印のついたものを適用する。 ○印と*印のついた場合は、共に適用する。 (3) 項目欄に記載の（ ）内番号は公共建築改修工事標準仕様書、《 》内番号は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目を示す。 (4) 材料及び製造所等の記載順序は不同である。 (5) 工事施工に必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て請負者の負担において遅滞無く行なうこと。																														
① 一般共通事項 ① 適用基準等 ② 設計図書の優先順位 ③ 工事実績情報（コリンズ）の登録 [1.1.4] ④ 発生材の処理等 [1.3.12] ⑤ 実施工程表 [1.2.1] ⑥ 建築材料等 [1.4.1] 7. 化学物質の濃度測定 標準[1.5.10] ⑧ 特別な材料の工法 ⑨ 電気保安技術者 [1.3.3] ⑩ 施工条件 [1.3.5] ⑪ 工事安全計画書 12. 施工数量調査 [1.6.2] 13. 技能士 [1.7.2]		① 適用基準等 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和7年） ・ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和7年度版） ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱 ・ 建設副産物適正処理実施要領 ・ 建築工事安全施工技術指針 ・ 再生資源利用促進実施要領 ・ 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年） (1) 現場説明に対する質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ※ 請負金額が500万以上となる場合、登録する 9 章～11 章による 工事期間は建築設備も含んだ期間とし、工事全体を把握して作成し、監督員の承諾を受ける。 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等以上とする。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）」によるほか、これらと同等以上のものとする。当該評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって品質・性能の確認があったものとする。ただし、上記の場合において同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。なお、設備については「広島県グリーン購入方針」の品目（10）設備等（11）公共工事は図面表記を優先するものとする。 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。 * 適用する (1) 施工可能時間帯 * 指定なし ① 指定あり（監督職員と協議の上決定） (2) 部位別の施工順序 * 指定なし ② 指定あり（ ） (3) 工事用車両の駐車場 * 指定なし ③ 指定あり（監督職員と協議の上決定） (4) 資機材置場 * 指定なし ④ 指定あり（ ） 建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 目視及び打診（必要に応じて破壊）による調査を行う。調査範囲及び調査内容は各章による。		⑭ 完成時の提出図書 [1.9.1] ~ [1.9.3] ⑮ 工事写真等 下記のことを監督員に提出する。工事中写真の撮影は「営繕工事写真作成要領」によるものとする。 (1) 工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2) 工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査または確認することができない部分、及びその他監督員が指示する箇所は、M4版写真台紙（カラー・サービス版）にまとめて完成検査日までに1部提出するものとする。 (3) 完成写真 （撮影箇所） 建物外観各方向、主要箇所、主要室内、その他監督員が指示する箇所 （規格・提出部数） * A4版クリアファイル 2 部 ・ M4版写真台紙 部 （カラー・キャビネ版以上 表紙、背表紙に監督員の指示により工事名称等を印字すること） （完成写真の撮影業者） * 監督員の承諾する撮影業者 (4) その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督員の指示により提出するものとする。 (5) 保管 工事写真のネガは工事完成後、請負者において2年間保管するものとする。 ⑯ 騒音・振動の防止 「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。 ⑰ 設備工事との取合 （施工範囲） * 図示した壁、天井の仕上材、下地材の切り込み及び下地補強 * 駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ * 自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強 別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月2回提出すること。 コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は原則としてダイヤモンドカッター切とする 次の工事について保証書を提出すること。 <table><tr><th>工事区分</th><th>材 料 名</th><th>保証年数</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">防水改修工事</td><td>・ アスファルト防水</td><td>年</td><td></td></tr><tr><td>・ 改質アスファルトシート防水</td><td>年</td><td></td></tr><tr><td>・ 合成高分子ルーフィング防水</td><td>年</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">落雷抑制装置</td><td>・ 塗膜防水</td><td>年</td><td></td></tr><tr><td>・ 落雷抑制装置 PDCE</td><td>10年</td><td></td></tr></table> ⑱ 建築基準法に基づき定まる風圧力 外壁ALCパネル工事、外壁押出成形セメント版工事、合成高分子ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法）、外壁石取付け（乾式工法）工事、屋根葺き（長尺金属板、折板、粘土瓦）工事、アルミウム製笠木工事、ガラスブロック積み工事、屋上緑化改修工事において、施工計画書により工法を定める際の建築基準法に基づき定まる風圧力算定のための風速（V0）及び地表面粗度区分は次のとおりとする。 <table><tr><th>風速 V0=</th><th>30 m/s</th><th>地表面粗度区分</th><th>Ⅰ ・ Ⅱ ⑬ ・ Ⅳ</th></tr></table> 施工に先立ち、躯体改修工事範囲を確定するとともに、施工計画書を作成すること。 2. 仮設工事 (1) 内部足場の種別 * 脚立、足場板等（ ） (2) 外部足場の種別 ・ 特種本足場を設ける場合（* 手すり先行工法又は準ずる工法 ・ 在来工法） * A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 手すり先行工法については「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月）における手すり先行足場（二段手すりおよび先板（幅木）の機能を有するもの）を使用するか、または改善措置機材を用いて同等の機能を確保するものとする。 (3) 外部足場の保護シート等による養生 * 行う ・ 行わない * A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種 (4) 材料、撤去材などの運搬の種別		工事区分	材 料 名	保証年数	備 考	防水改修工事	・ アスファルト防水	年		・ 改質アスファルトシート防水	年		・ 合成高分子ルーフィング防水	年		落雷抑制装置	・ 塗膜防水	年		・ 落雷抑制装置 PDCE	10年		風速 V0=	30 m/s	地表面粗度区分	Ⅰ ・ Ⅱ ⑬ ・ Ⅳ
工事区分	材 料 名	保証年数	備 考																											
防水改修工事	・ アスファルト防水	年																												
	・ 改質アスファルトシート防水	年																												
	・ 合成高分子ルーフィング防水	年																												
落雷抑制装置	・ 塗膜防水	年																												
	・ 落雷抑制装置 PDCE	10年																												
風速 V0=	30 m/s	地表面粗度区分	Ⅰ ・ Ⅱ ⑬ ・ Ⅳ																											
① 解体工法 ② 施工計画書等 3. 杭 4. 樹木等 5. 地下埋設物の埋設配管 6. 解体後の整地 (3.2.3) ③ 解体工法 ※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第2条）」による。 工程表・施工計画書、仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。 杭の解体 ・ 行う（※杭頭から mまで ・ 全長 ） ・ 行わない 杭の解体工法 ・ 引き抜き工法（ ・ 振動 ・ ケーシング ・ ） ・ 粉砕による解体 樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う（図示による） ・ 行わない 地下埋設物及び埋設配管の解体 ・ 行う（図示による） 解体後の埋戻し及び盛り土 ・ 行う 埋戻し及び盛土の材料 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 構造物撤去等により自現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの（粒径40mm以下）を使用する。 埋戻し範囲 ・ 図示による C 種の場合 建設発生土受入れ量発生場所受入条件 整地の高さ ・ 現状 G L ・ 図示による		④ 防水工法の種類 ⑤ 施工箇所 ⑥ 新規防水工法の種別 ⑦ 立上り部の保護工法 ⑧ 保 護 防 水 ⑨ 露 出 防 水 ⑩ 屋 内 ⑪ 防水 ⑫ 仕上塗料の使用量は製造所の仕様による アスファルトの種類 ※ 3 種 ・ ・ 二重レンの設置（・ POD工法 ・ PODI工法） ・ 既存露出防水層表面の仕上り塗装の除去（M4C工法、M4DI工法） ・ 粘着層付改質アスファルト・フィング 厚さ（mm） ※1.5以上 ・ ・ 改質アスファルト・フィング 厚さ（mm） ※3.0以上 ・ ・ 断熱材（屋根保護又は露出防水断熱工法） 厚さ（mm） ※25 ・ 材質 屋根保護防水断熱工法 ・ 押出型ポリスチレンフォーム断熱材3種BA（2層層付）（JIS A 9521 建築用断熱材） 材質 屋根露出防水断熱工法 ・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 ・ 押出型ポリスチレンフォーム断熱材 ・ 硬質ポリウレタン断熱材（2種1号又は2号の場合、透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの） ・ ポリエチレンフォーム断熱材 ・ フォーム断熱材 乾式保護材の材料 種 類 寸法（mm）：厚さ×幅 摘 要 ・ 押出成型セメント板 ※Ⅰ 類 ・ 無石綿に限る （窯業系バミル） ・ Ⅱ 種 ・ × ・ 金属複合板 ※Ⅱ 類 × コンクリート仕上りの平たんさ ・ a 種 ・ b 種 ・ c 種																												

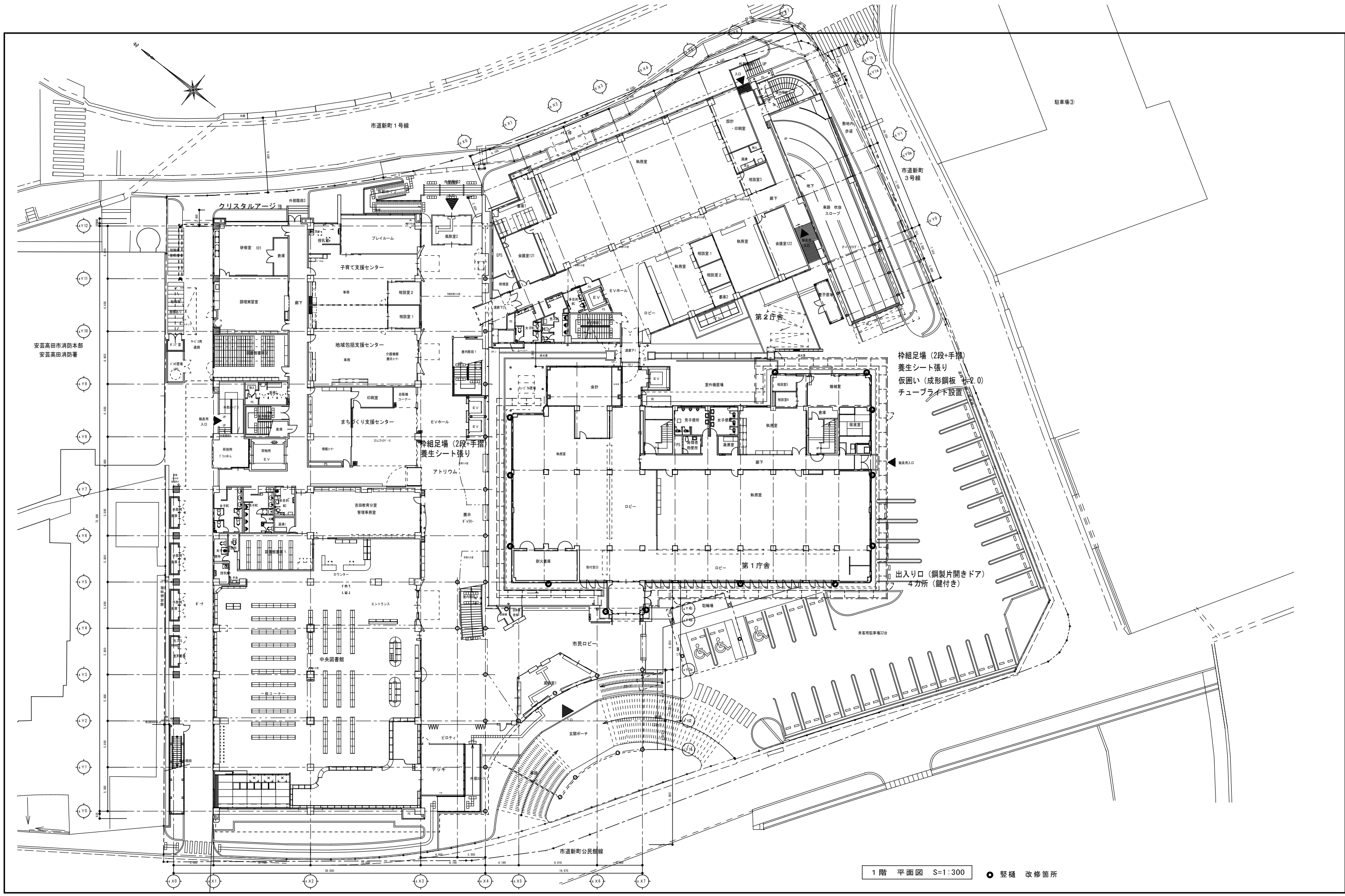
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
5-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事	3. 欠損部改修工法	・タイル部分張替え工法 [4. 1. 4] [4. 4. 7] 接着材の種類 [4. 4. 5] ※ボリマーモントメント ・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成シリコン樹脂系 ・タイル張替え工法 [4. 1. 4] [4. 4. 8] 張替え用材料 ・接着剤 JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成シリコン樹脂系 ・張付けモルタル（・現場調合材料 ・既調合モルタル） 伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地位置 ※改修構仕表4. 5. 11による ・図示 [4. 4. 8] [表4. 4. 2]	5-5	4. 外壁用塗膜防水材塗り	防火材料の指定 ・建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。[4. 5. 2] 外壁用塗膜防水塗里 [4. 1. 5] [4. 7. 2] [4. 7. 3] [表4. 7. 1] 仕上げる形状 ・ 工法 ・ 外壁用仕上塗材の耐候性 ・ JIS A 6909の耐候形 1種相当 ・ 下地準動線衝材の適用 ・適用する ・適用しない 吹付け工法の模様材の種類 ・ ・所要量 [kg/㎡] 外壁用仕上塗料の種類 ・ ・所要量 [kg/㎡] 増塗材 ※行う	6 建 具 改 修 工 事	6 建 具 改 修 工 事	6 建 具 改 修 工 事	6 建 具 改 修 工 事	15 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ・上部電動式（手動併用） [5. 12. 2] [表5. 12. 1] 外部に面するシャッターの耐風圧強度（ ）N/㎡ [5. 12. 2] スラット 厚さ (mm) ・0.5 ・0.6 ・0.8 ・1.0 [表5. 12. 2] 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 [5. 12. 3] 形状 ※インターlocking 形 ・オーバーラッピング 形 [5. 12. 4] ガイドレール等 ※鋼板製 ・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm) [表5. 12. 2] シャッターケース 厚さ (mm) ・0.4 ・ [表5. 12. 2]
	4. 浮き部改修工法	タイルを撤去しない場合 [4. 1. 4] [4. 4. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 9～4. 4. 15] [表4. 3. 5] [表4. 3. 6] 改修工法の種類 アコバシンの本数 (本/㎡) 注入口の箇所数 (箇所/㎡) 注入量 一般部 指定部 一般部 指定部 (mL/箇所) ・アコバシニング 部分 ※16 ※25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・アコバシニング 全面 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・アコバシニング 全面 ※13 ※20 ※12 ※20 ※50 ボリマーモントメント注入工法 ・ ・ ・ ・	6 建 具 改 修 工 事	1. 改修工法 [5. 1. 3] 2. 見本の製作等 [5. 1. 5] 3. 防犯建物部品 [5. 1. 7] 4. 7Mミル製建具 [5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	8. 鋼製軽量建具 (標準型鋼製軽量建具を含む) [5. 5. 2] [5. 5. 6] [表5. 5. 3] 9. ステンレス製建具 [5. 4. 2] [5. 6. 2] [表5. 4. 1] 10. 木製建具 [5. 7. 2] [5. 7. 3] [表5. 7. 6]	水切り ※図示 簡易気密型ドアの性能の適用 ※適用する（適用箇所は建具表による） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 鋼板類の厚さ（1枚戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,400mmを超える場合） ※下表以外は表5. 4. 2による 区 分 使用箇所 厚さ (mm) 窓 枠類 外部の下枠、水切り板 2.3 出入口 枠類 外部に面するスイングドアの建具 2.3 戸 中骨 2.3 ・図示 簡易気密型ドアの性能値の適用は建具表による 鋼板類の種類 ・亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・鉄鋼板 ・ステンレス鋼板 簡易気密型ドアの性能値の適用は建具表による 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 フラッシュ戸 表面材の種類 ・ 表面材の耐火性能の放散量 ※F☆☆☆☆ ・ MDFボード 表裏面の状態（ ・ ） 曲げ強さ（ ・ ） 接着剤 （ ・ ） 難燃性 （ ・ ） 表面板の厚さ 普通合板 (※2.5mm ・ mm) 天然木化粧合板 (※3.2mm ・ mm) 特殊加工化粧合板 (※2.4mm ・ mm) かまち戸 [5. 7. 2] [表5. 7. 3] [表5. 7. 7] かまちの樹種（ ・ ） 鏡板の樹種（ ・ ） ふすまの種類 ・Ⅰ型 ・Ⅱ型 ふすまの上張り ・鳥の子 ・新鳥の子 ・ビニル紙程度 ・雲花紙程度 ふすま縁の仕上げ ・塗り縁 ・生地縁 見込み寸法 かまち戸 (※36mm ・ mm) ふすま (※19.5mm ・ mm) 戸ふすま (※30mm ・ mm) 紙張り障子 (※30mm ・ mm) 建具材の加工・組立時の含水率 ※A種 ・B種 [5. 7. 2] [表5. 7. 1] 接着剤の耐火性能の放散量 ※F☆☆☆☆ ・ [5. 7. 2] くつずりの材料 ・ 枠の材料 ・ [5. 7. 2] マスキング ・製作する（ 本） ※製作しない [5. 8. 4] 鍵札数量 ※錠前1組に2枚とする ・錠前1組に 枚とする かざ箱 市販品 (鋼製) 形式 ・30組用 ・60組用 ・120組用 ・ 自動ドアの開閉装置 自動ドアの開閉機構 [5. 9. 2] [表5. 9. 4] 開 閉 方 法 引き戸用 検 出 装 置 の 種 類 ※スイングドア ・タッチスイッチ ※光線 (反射) センサー ・スイングドア ・音波センサー ・熱線センサー ・光電センサー ・電波センサー ・押しボタンスイッチ ・多機能トランスミッター 凍結防止措置 ※行わない ・行う（ ） [5. 9. 2] ※適用する（適用建具及び適用位置は図示による） [5. 10. 1] 外部に面するシャッターの耐風圧強度（ ）N/㎡ [5. 11. 2] 開閉機能 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式 [5. 11. 2] [表5. 11. 1] 急降下制動装置、急降下停止装置等を設けた電動シャッターの設置箇所 [5. 11. 2] ・図示 ・ 障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ・図示 ・ 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置 ・設ける（設置箇所：・図示 ・） 一般重量シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない [5. 11. 2]					
	5. タイル張り	アコバシン 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全周切り加工したもの [4. 4. 5] タイルの種類 [4. 4. 5] [4. 4. 7] [4. 4. 8] 施工場所・用途 形状寸法 (mm) 耐凍害性 あり なし 施工 無施 あり なし 色 標準 特注 備 考 ・ 備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。 役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする タイルの見本焼き ※行わない ・行う [4. 4. 8] 壁タイル張りの工法 [4. 4. 8] [表4. 4. 5] 外装タイル ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り ユニットタイル ・マタ張り ・モザイクタイル張り タイルの試験張り ※行わない ・行う [4. 4. 8]	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	6 目地改修工法	・目地ひび割れ部改修工法 [4. 1. 4] [4. 4. 16] ・伸縮調整目地改修工法 [4. 1. 4] [4. 4. 16] 伸縮調整目地の位置及び寸法 ・図示 ・	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	5-5 塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂製建具 [5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 1] 5. 3. 2] [5. 3. 4] 5. 3. 2] [5. 3. 4] [表5. 3. 2] 5. 3. 3] 5. 3. 4]	・見本の製作（建具番号） ・特殊な建具の仮組等（建具番号） ※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※B種 S-5 ・ ・ ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 ・ 表面処理 施工箇所 種 別 色 合 い 等 外部建具 ※BB-1種 無着色 ・BB-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 内部建具 ※BC-1種 無着色 ・BC-2種 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール） ・ 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 ※0.25mm以上 ・ 網目 ※16～18メッシュ ・ 形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示 外部に面する建具の性能等級 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-4 ※W-4 ※B種 S-5 A-4 W-5 ・C種 S-6 外部に面する建具の遮音性能等級 遮音性能 施工箇所 ・T-1 ・T-2 外部に面する建具の断熱性能等級 断熱性能 熱貫流率 (W/(㎡・K)) 施工箇所 ・H-4 2.9以下 ・H-5 2.3以下 ・H-6 1.9以下 ・H-7 1.5以下 ・H-8 1.1以下 ガラス ※複層ガラス ・ 表面色 標準色（・ブラックス系 ・ブラック ・スチール）							
	塗り仕上げ外壁改修工事	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4～表4. 5. 7] 工 法 処 理 範 囲 下地ひび割れ部等の補修 ・サグ工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ※高圧水洗工法 ※既存外装薄塗材仕上げ面 30Mpa ・浮き部改修工法 ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上げ面全体 ・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 2 下地調整 ※下地調整塗材 ・ボリマーモントメント [4. 5. 2] [4. 5. 4] 3 仕上げ塗材 種類、仕上げる形状、工法 [4. 1. 5] [4. 5. 2] [表4. 5. 1] [表4. 5. 2] 種 類 呼 び 名 仕上げる形状 ・薄付け仕上塗材 ※外装薄塗材E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・ ・複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種 ・複層塗材RE 上塗材 ※防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤形 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ポリアリル系 ・ 防水形の増塗材 ※行う	5. 2. 2] [5. 2. 4] [表5. 2. 1] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 2. 4] [表5. 2. 2] 5. 網戸 [5. 2. 3] 6. 樹脂								

[illegible]

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
7 内装 改修 工事	25. フリーアクト (20. 2. 2)	タイルの試験張り ※行わない ・行う [6. 16. 2]	7 内装 改修 工事	31. 黒板及び ホワイトボード (20. 2. 9)	種類 区分 種類 備考	8. 塗装 改修 工事	7. アクリル樹脂系 非水分散形塗料塗 (NAD) [7. 7. 2] [表7. 7. 1]	下地の種類 塗替えの種別 新規塗りの種別			
		タイルの見本焼き ※行わない ・行う [6. 16. 2]			・黒板 ※焼付け ・鋼製 ※平面 ・曲面 ・スクリーン付引分			本体の材質 目地の材質 適用箇所 寸法 (mm)	コンクリート、モルタル面等 ・A種 ※B種 ・A種 ※B種		
		コンクリート素地面の処理 ・目荒し工法 ・ [6. 16. 3]			・ほうろう			※7mm製 ※7mm ・ステンレス ・黄銅 下記以外全て ※600×600	新規塗りの場合の下地調整は表7. 7. 1の注記による		
		壁タイル張りの工法 [6. 15. 5] [6. 16. 3] [6. 16. 4] [表6. 16. 4] [表6. 16. 6]			・ホワイトボード			・ステン製		新規塗りの場合の下地調整は表7. 7. 1の注記による	
		内装タイル ※タイル接着剤張り ・密着張り ・改良圧着張り			※平面 ・曲面 ・スクリーン付引分			市販品 材質 ・塩化ビニル製 (コイル状、ステン製受枠)			下地の種類 塗替えの種別 新規塗りの種別 上塗り塗料
		ユニットタイル (内装タイル以外) ・マスク張り ・モザイクタイル張り			材 種 寸法 (mm) 突出型 面付型 文字形式 受金具			・ビニル製 (ステン製受枠)	鉄鋼面		
		施工箇所 構法 仕上り高 (mm) 適用地震時 耐荷重性能 (注1) 表面仕上げ材 (注2)			※塩化ビニル製 ※260×80×5			・文字書込み ※ステン (SUS304)	・硬質7mm鋼製 (受枠とも)	垂鉛めっき鋼面	
		・バッチ構法 ・			・1.0G ・3,000N ・帯電防止床タイル			・7mm樹脂製 ※260×80×5	・文字彫込み	コンクリート面及び	
		・溝構法 ※50未満 ・0.6G ・5,000N ・タイルカーペット			・県産杉板材 ※260×80×12			・カッティングシート	・ステン製 (受枠とも)	・A－1種 ・A－2種 ・A－1種	
		・バッチ構法 ・			・1.0G ・3,000N ・帯電防止床タイル			・新設する	※タイル掛け目荒らし後、タワシ等を球状系で処理し、球状樹脂系塗床材を	押出成形セメント板面	
・溝構法 ※50未満 ・0.6G ・5,000N ・タイルカーペット	形 式 種類 スラットの材質 スラットの幅 (mm)	※横形 ※ギョー式 ・コード式 ※7mm鋼合金製 ※25 ・35	厚さ1.0mm塗布し仕上げる。	・B－1種 ・B－2種 ・B－1種							
26. 移動間仕切 (20. 2. 3)	26. 移動間仕切 (20. 2. 3)	注1：耐荷重性能5,000Nについては、国土交通省の建設技術評価「耐震型フリーアクトの開発」において評価を取得したもの又は同等のものとする。	・操作棒式 ・樹脂製 ・木製 ・100	・再研ぎ出し (図示による)	改修工法 枠の材質 表面の材質 下地	9. つや有合成樹脂 エポキシペイント塗り (EP-G) [7. 9. 2]～[7. 9. 5] [表7. 9. 1]～[表7. 9. 4]	下地の種類 塗替えの種別 新規塗りの種別				
		注2：表面仕上げ材の品質・規格等は、13 帯電防止床タイル張り、16 カーペット敷きによる。	・縦形 ・1本操作コード ・焼付け塗装仕上げの7mmスラット ・80	・かぶせ工法 ※7mm鋼製 ※特殊発泡ビニル張り ・図示による	コンクリート面、モルタル面等 ・A種 ※B種 ・C種 ・A種 ※B種						
		スラブ及び床下	・特殊防炎加工のガラススラット ・100	・撤去工法	・A種 ※B種 ・C種 ※A種 ※B種 ・C種						
		※製造所の標準仕様 (ただし、構成材は標準20. 2. 2 (2) (イ)による)	・新設する	・監督員の承諾する塗装業者	鉄鋼面						
		・図示	※市販品 (7mm鋼製 押出し型材)	・監督員の承諾する塗装業者	垂鉛めっき鋼面						
		コンクリートの取付け対応仕様 ※製造所の標準仕様 (コンクリート本数は別途設備工事)	使用区分	・監督員の承諾する塗装業者	モルタル面、せっこうプラスター面						
		コンクリートの箇所数 ※10～15㎡に1箇所程度	・横形グランド ※90×150 ・120×150 ・	・監督員の承諾する塗装業者	コンクリート面、ALCN 材面						
		配線取出しバッチ	・縦形グランド ※120×80 ・150×80 ・	・監督員の承諾する塗装業者	押出成形セメント板面						
		フリーアクト全体面積に対する設置割合 ※20～30%	・カーテン (又はレース共) ※150×80 ・180×80 ・	・監督員の承諾する塗装業者	コンクリート面、ALCN 材面 (DP塗)						
		配線取り出し開口 ※40mm×80mm程度の開口	・カーテン＋横形グランド ※180×150 ・	・監督員の承諾する塗装業者	せっこうボード面等 (継目処理)						
27. 移動間仕切 (20. 2. 4)	27. 移動間仕切 (20. 2. 4)	空調用吹き出しバッチ ※無し	色彩 ・B－1 ・B－2 (・ブランチ系 ・ブラック ・シンカー)	・撤去工法	・図示による	10. 合成樹脂 エポキシペイント塗り (EP) [7. 10. 2] [表7. 10. 1]	塗替えの種別 ・A種 ※B種 ・C種				
		・有り (※固定式 ・可動式 : 施工箇所は図示)	操作方法	・ガラス繊維製	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		構造形式 バッチ部の総厚さ (mm) 表面材種 バッチ表面仕上げ 遮音性 (JISによる記号)	・スリング式	・合成・天然繊維製	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		※バッチ式	・コード式 (チェーン式)	・木製	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		・スラット式	・電動式		・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		不燃材料の認定 ・有り	巻取りバッチ、ホワイト、操作コード、操作チェーンの材料		・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		遮音性能区分 厚さ (mm) 表面材 表面仕上げ 操作方法	※製造所の仕様	カーテン	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		・一般タイプ	※鋼板	・焼付け塗装	・手動式 ・電動式		・監督員の承諾する塗装業者	新規塗りの種別 ・A種 ※B種			
					・部分電動式		・監督員の承諾する塗装業者	塗替えの種別 ・A種 ※B種			
		・遮音タイプ	※鋼板	・焼付け塗装	・手動式 ・電動式		・監督員の承諾する塗装業者	新規塗りの種別 ・A種 ※B種			
28. トイレブース (20. 2. 5)	28. トイレブース (20. 2. 5)	表面仕上げの壁紙張りの品質 22. 壁紙張りによる。	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者	11. カン樹脂ニス塗り (UC) [7. 11. 2] [表7. 11. 1]	塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		遮音性能 ※36dB/500Hz以上 ・36dB/500Hz未満	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		パネル圧接装置操作方法 ※製造所標準仕様	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		表面仕上げ材 ・ポリ樹脂系化粧板 (標準色 7mm製コーナーエッジ付き)	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		・ポリ樹脂系化粧板 (標準色 7mm製コーナーエッジ付き)	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		脚部 (ステン製) ※幅木タイプ ・支柱タイプ	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		ドアエッジ ※曲面形 ・フラット形 ・製造所の仕様	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		材 種 ※ステン (SUS304) ・7mm鋼 ・黄銅	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
		形状 ※ビニル付入り ・ビニル付無し	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
		両端フックエンド ※有り (・ステン製 ※ビニル製) ・無し	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
29. 階段滑止め (20. 2. 7)	29. 階段滑止め (20. 2. 7)	幅 (mm) ・50 ・65 ・75	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者	12. ステン塗り [7. 12. 2] [表7. 12. 1]	種別 適用箇所 塗料				
		取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		・ビグメントステイン塗り				
		種類	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		・オイルステイン塗り (OS)				
		※集成材が7mm以上 (市販品 径 約45mm又は約60mm)	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
		・ビニル製ハッチレール (幅 約50mm)	・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者						
30. 階段手すり (20. 2. 6)	30. 階段手すり (20. 2. 6)		・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者	13. 木材保護塗料塗り (WP) [7. 13. 2] [表7. 13. 1]	塗替えの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		塗替えの種別 ・A種 ※B種				
			・部分電動式	・監督員の承諾する塗装業者	・監督員の承諾する塗装業者		新規塗りの種別 ・A種 ※B種				

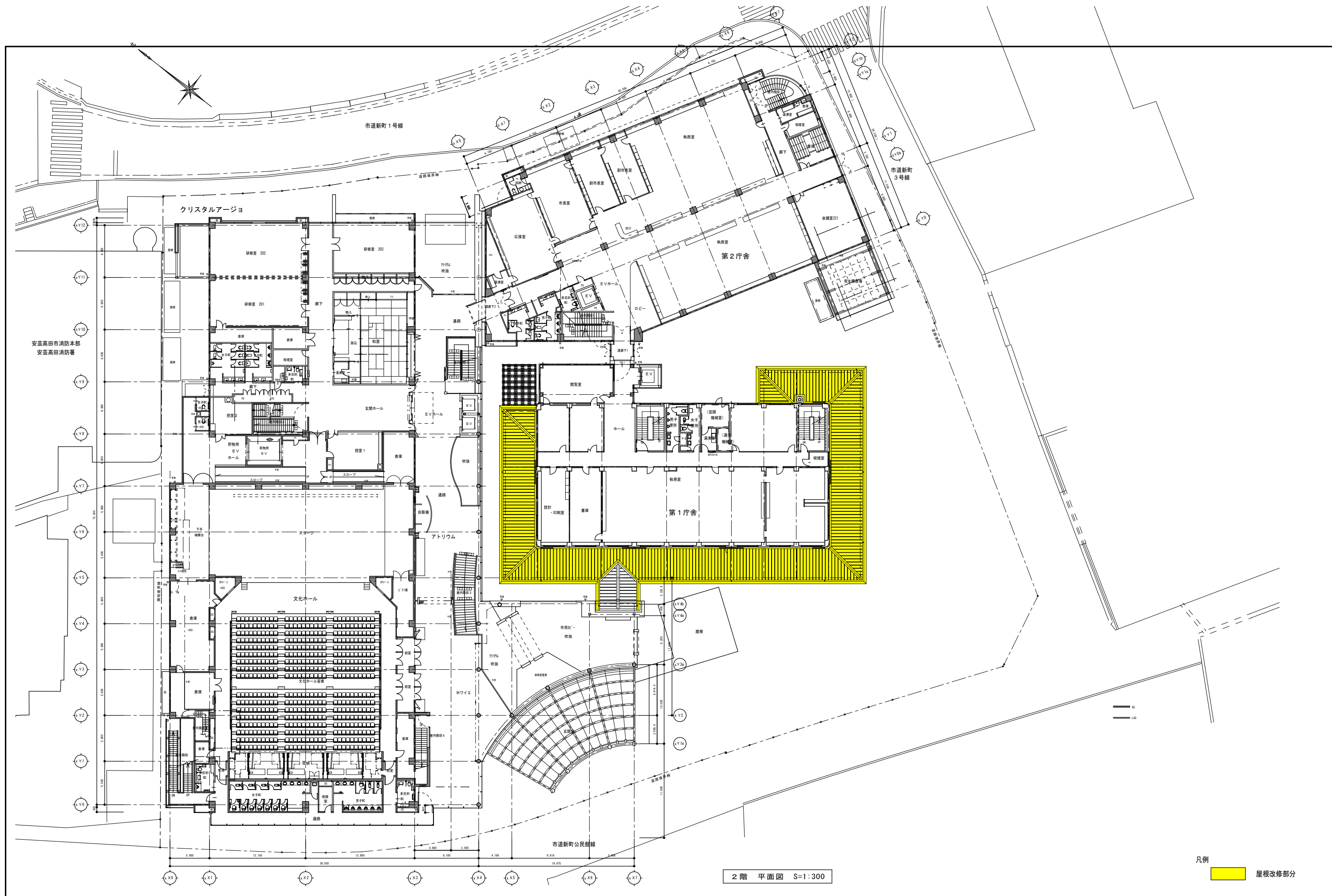
訂 正						外岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 外岡実千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号	
								構造			図面名	特記仕様書5			A 5
									構造設計1級建築士 第2920号 外岡実千雄 (印)	設計年月日	****	縮尺	NS		

章	項 目	特 記 事 項				章	項 目	特 記 事 項				章	項 目	特 記 事 項				章	項 目	特 記 事 項							
9	1. 再資源化等 (解体工事仕様書) [4. 4. 1]	特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材				10 環境 配 置 改 修 工 事	①一般事項 (9. 1. 1)	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貨与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形版、建築材料等の使用の有無について調査するとともに記録の写しを現場に備え置く。また、発注者への説明、関係法令等に基づき官公署へ報告を行う。				11 環境 配 置 改 修 工 事	2. 除去工事 共通事項 (9. 1. 2)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				11 環境 配 置 改 修 工 事	5. アスベスト含有成形板の処理 (9. 1. 5)	アスベスト含有成形板の除去工事 ・ 行う (適用範囲 ・ 図示) ・ 行わない 養生 ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。 除去工法 ※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。 ※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破碎されたアスベ ベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に 入れる等の飛散防止措置を講ずること。							
		建設資材の廃棄物の再資源化						調査範囲 ・ 図示 貨与資料 ・ 分析による石綿含有建材の調査 ・ 行う ・ 行わない 分析方法						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。						6. アスベスト含有仕上塗材の除去 (9. 1. 6)				アスベスト含有仕上塗材の除去工事 ・ 行う (適用範囲 ・ 図示) ・ 行わない 作業場の区画 ※ 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は 作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の 隔離養生（負圧不要）を行う。			
		建設資材の廃棄物の再資源化						材 料 名 定性分析方法 定量分析方法						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						材 料 名 定性分析方法 定量分析方法						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。													
2. 産業廃棄物 広域認定制度 の活用 (解体工事仕様書) [4. 4. 2]	3. 最終処分 (解体工事仕様書) [4. 4. 3]	建設資材の廃棄物の再資源化				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	3. アスベスト 含有吹付け材の除去 (9. 1. 3)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	1. 化学物質の 濃度測定 [1. 7. 10]	1)測定時期 測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の 施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調と設備の ように換気を行いながら空調調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了し ていることとする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。																			
4. 処分に注意を 要する 建設廃棄物 (解体工事仕様書) [4. 5. 1]	4. 処分に注意を 要する 建設廃棄物 (解体工事仕様書) [4. 5. 1]	建設資材の廃棄物の再資源化				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	3. アスベスト 含有吹付け材の除去 (9. 1. 3)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	1. 化学物質の 濃度測定 [1. 7. 10]	1)測定時期 測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の 施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調と設備の ように換気を行いながら空調調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了し ていることとする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。																			
10	1. 施工調査 (解体工事仕様書) [5. 1. 2]	建設資材の廃棄物の再資源化				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	3. アスベスト 含有吹付け材の除去 (9. 1. 3)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	1. 化学物質の 濃度測定 [1. 7. 10]	1)測定時期 測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の 施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調と設備の ように換気を行いながら空調調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了し ていることとする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。																			
2. 特別管理産業 廃棄物の処理 (解体工事仕様書) [5. 1. 3]	2. 特別管理産業 廃棄物の処理 (解体工事仕様書) [5. 1. 3]	建設資材の廃棄物の再資源化				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	3. アスベスト 含有吹付け材の除去 (9. 1. 3)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	1. 化学物質の 濃度測定 [1. 7. 10]	1)測定時期 測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の 施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調と設備の ように換気を行いながら空調調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了し ていることとする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。																			
3. PCBを含む 機器類等 (解体工事仕様書) [5. 4. 1]	3. PCBを含む 機器類等 (解体工事仕様書) [5. 4. 1]	建設資材の廃棄物の再資源化				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	3. アスベスト 含有吹付け材の除去 (9. 1. 3)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	1. 化学物質の 濃度測定 [1. 7. 10]	1)測定時期 測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の 施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調と設備の ように換気を行いながら空調調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了し ていることとする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。																			
4. 特殊な建設 副産物の回収 及び処分 (解体工事仕様書) [7. 3. 1]	4. 特殊な建設 副産物の回収 及び処分 (解体工事仕様書) [7. 3. 1]	建設資材の廃棄物の再資源化				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	3. アスベスト 含有吹付け材の除去 (9. 1. 3)	(1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。				12 化学 物 質 の 濃 度 測 定	1. 化学物質の 濃度測定 [1. 7. 10]	1)測定時期 測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の 施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調と設備の ように換気を行いながら空調調を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了し ていることとする。													
		建設資材の廃棄物の再資源化						(2)石綿作業主任者の選出 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(3)除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。																			
		建設資材の廃棄物の再資源化						(4)特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。																			

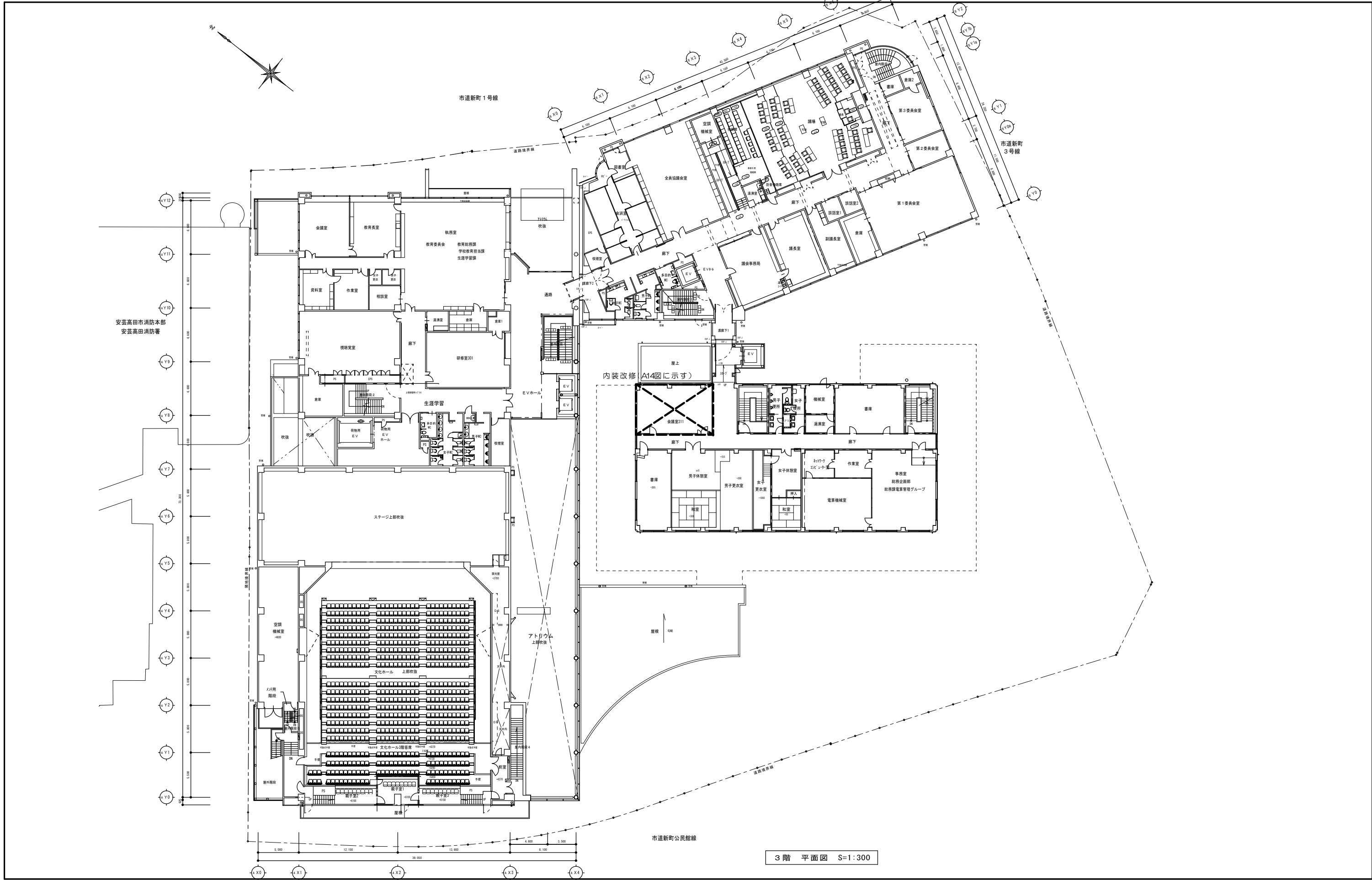


1階 平面図 S=1:300 ● 壁柱 改修箇所

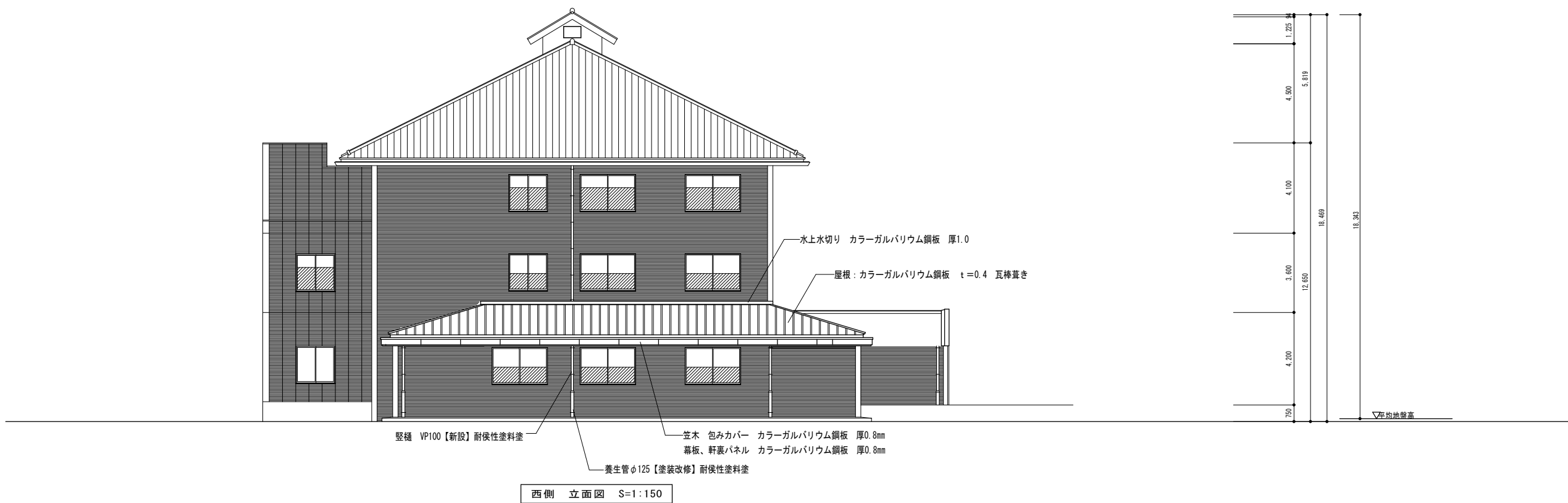
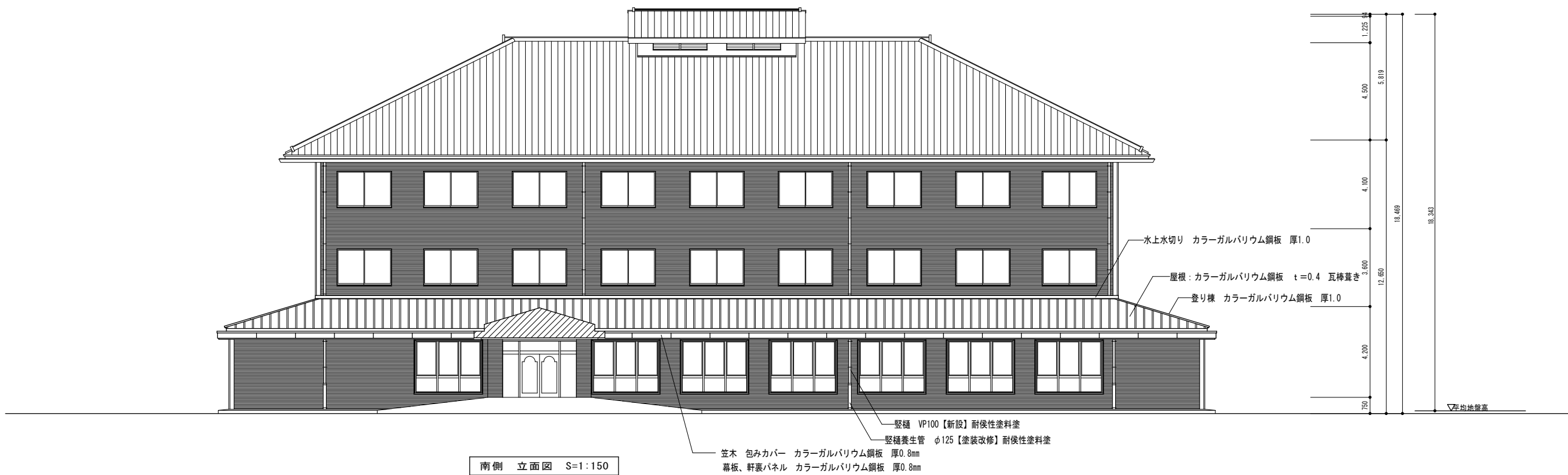
訂正					併岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 併岡実千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号 A 8
							構造		図面名	1階平面図			
								構造設計1級建築士 第2920号 併岡実千雄 (印)	設計年月日	****	縮尺	S=1:300	
				註:印刷図面は7.1%の縮小印刷 A2→A3									



訂 正				井岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(自)5664	設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 井岡実千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号 A 9
						構造		図面名	2階平面図			
						構造設計1級建築士 第2920号 井岡実千雄 (印)	設計年月日	****	縮尺	S=1:300		



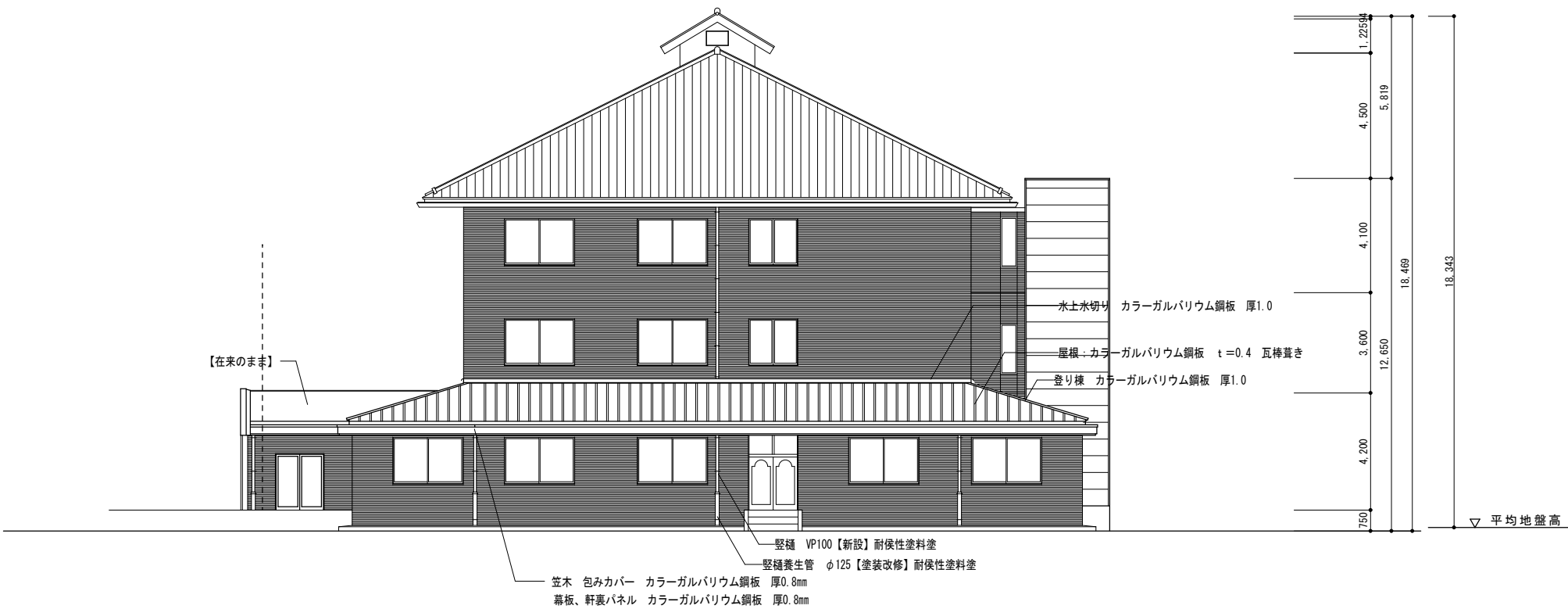
訂正						併岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 舩岡実千雄 ㊞	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号 A 10
								構造		図面名	3階平面図			
									構造設計1級建築士 第2920号 舩岡実千雄 ㊞	設計年月日	****	縮尺	S= 1: 300	



訂正					設計者 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者 1級建築士(大臣) 162104号 舩岡実千雄 構造 構造設計1級建築士 第2920号 舩岡実千雄	工事名 安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事 図面名 立面図1 設計年月日 ****	縮尺 S=1:150	図面番号 A 11

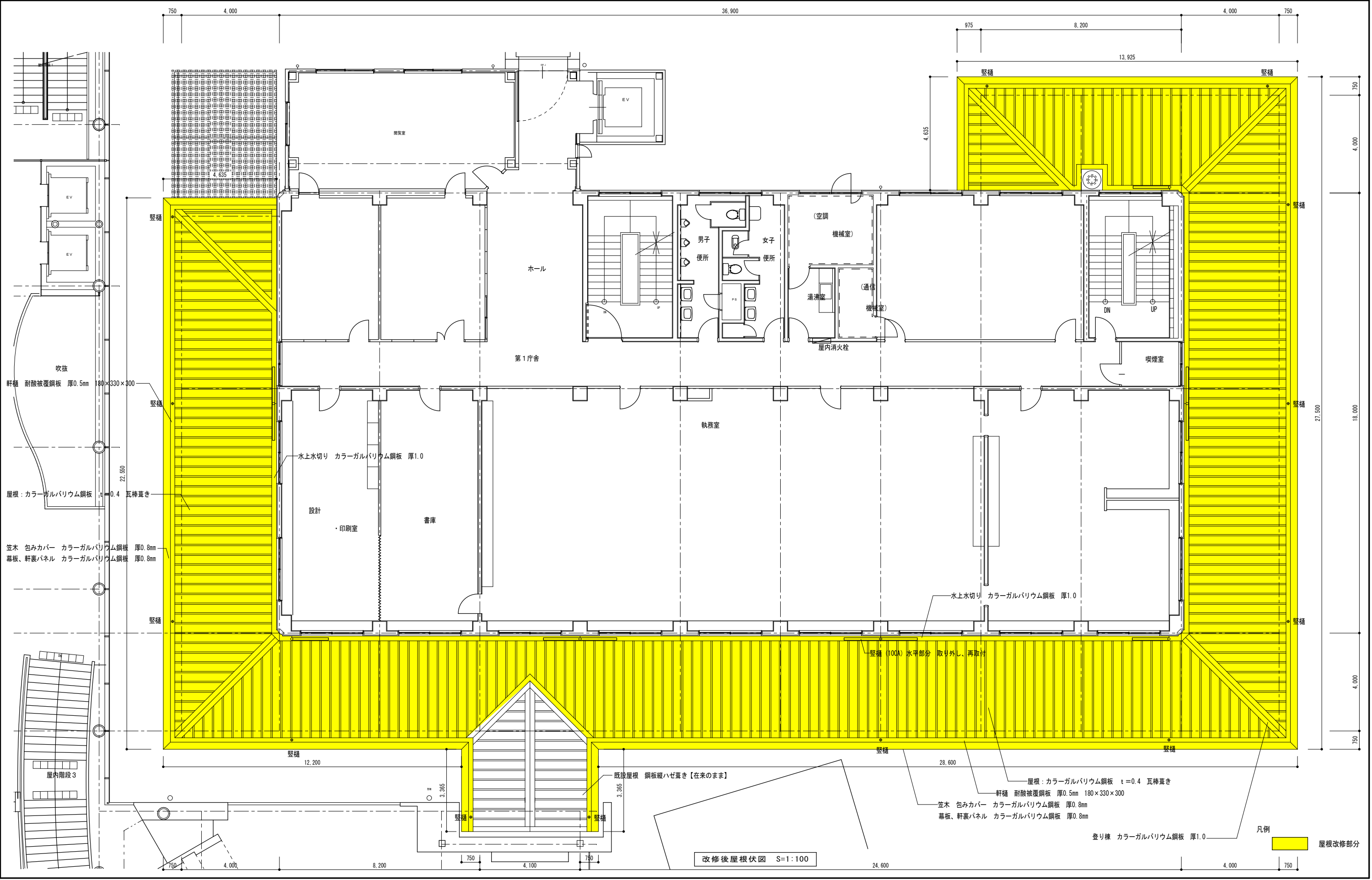


北側 立面図 S=1:150

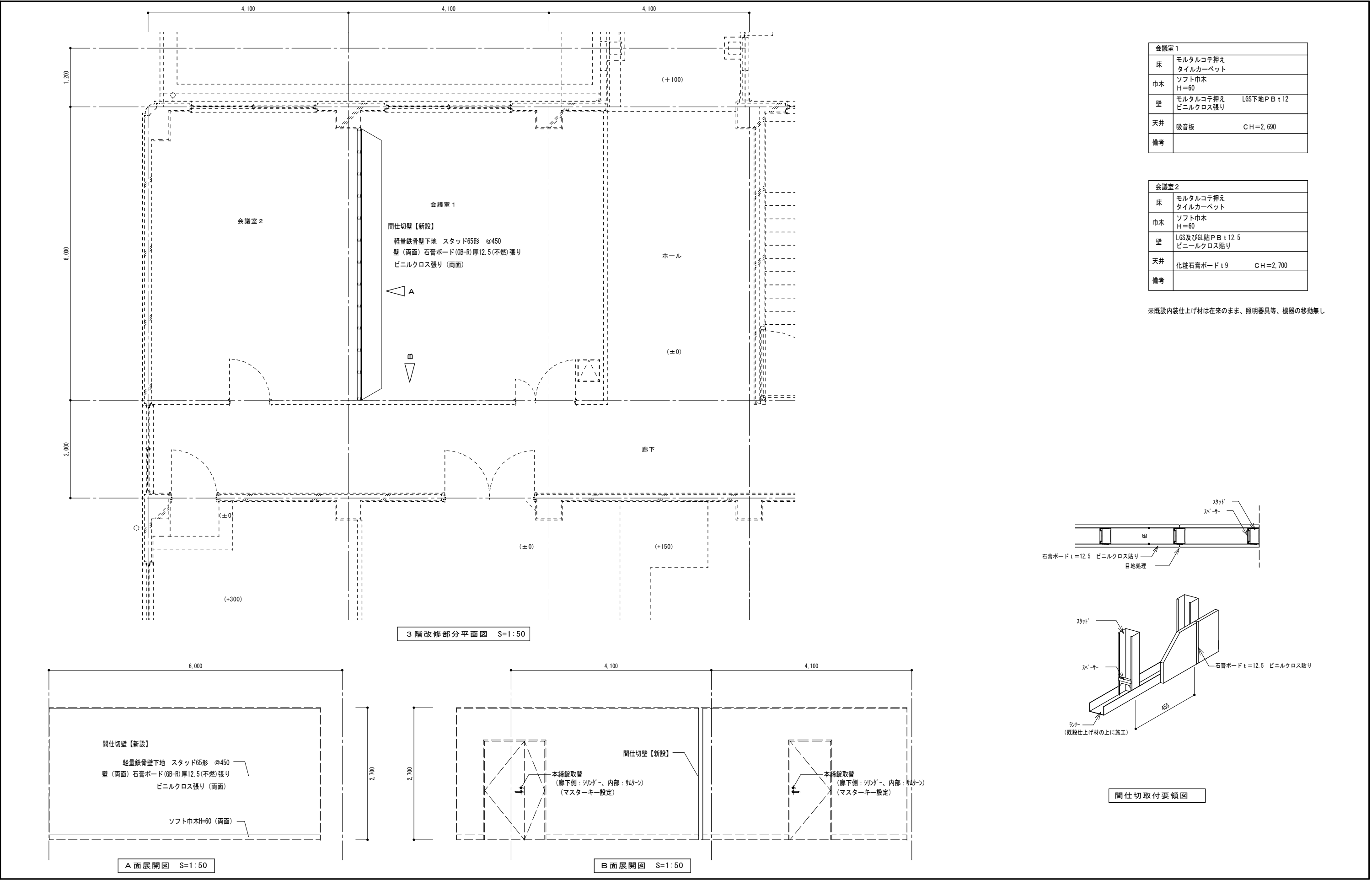


東側 立面図 S=1:150

訂正					舛岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者 構造	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 舛岡実千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号	
									図面名	立面図2			A 12	
									構造設計1級建築士 第2920号 舛岡実千雄 (印)	設計年月日	****	縮尺		S=1:150



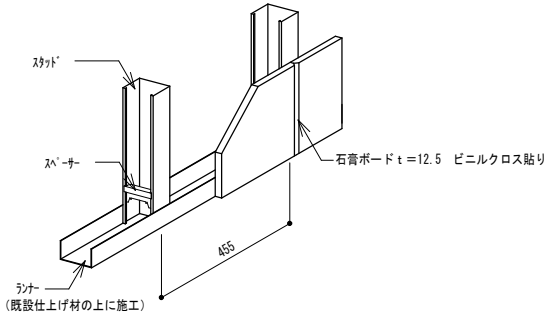
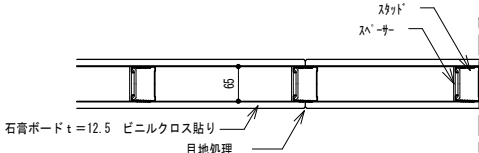
訂正					設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 舩岡実千雄 (印)			工事名	安芸高田市役所本庁舎改修工事			図面番号 A 13	
						構造					図面名	屋根改修部 屋根伏図			
											設計年月日	****	縮尺		S= 1: 100
								構造設計 1級建築士 第2920号 舩岡実千雄 (印)							
						舩岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田 4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664									



会議室 1		
床	モルタルコデ押え タイルカーペット	
巾木	ソフト巾木 H=60	
壁	モルタルコデ押え ビニルクロス張り	LGS下地P B t 12
天井	吸音板	CH=2,690
備考		

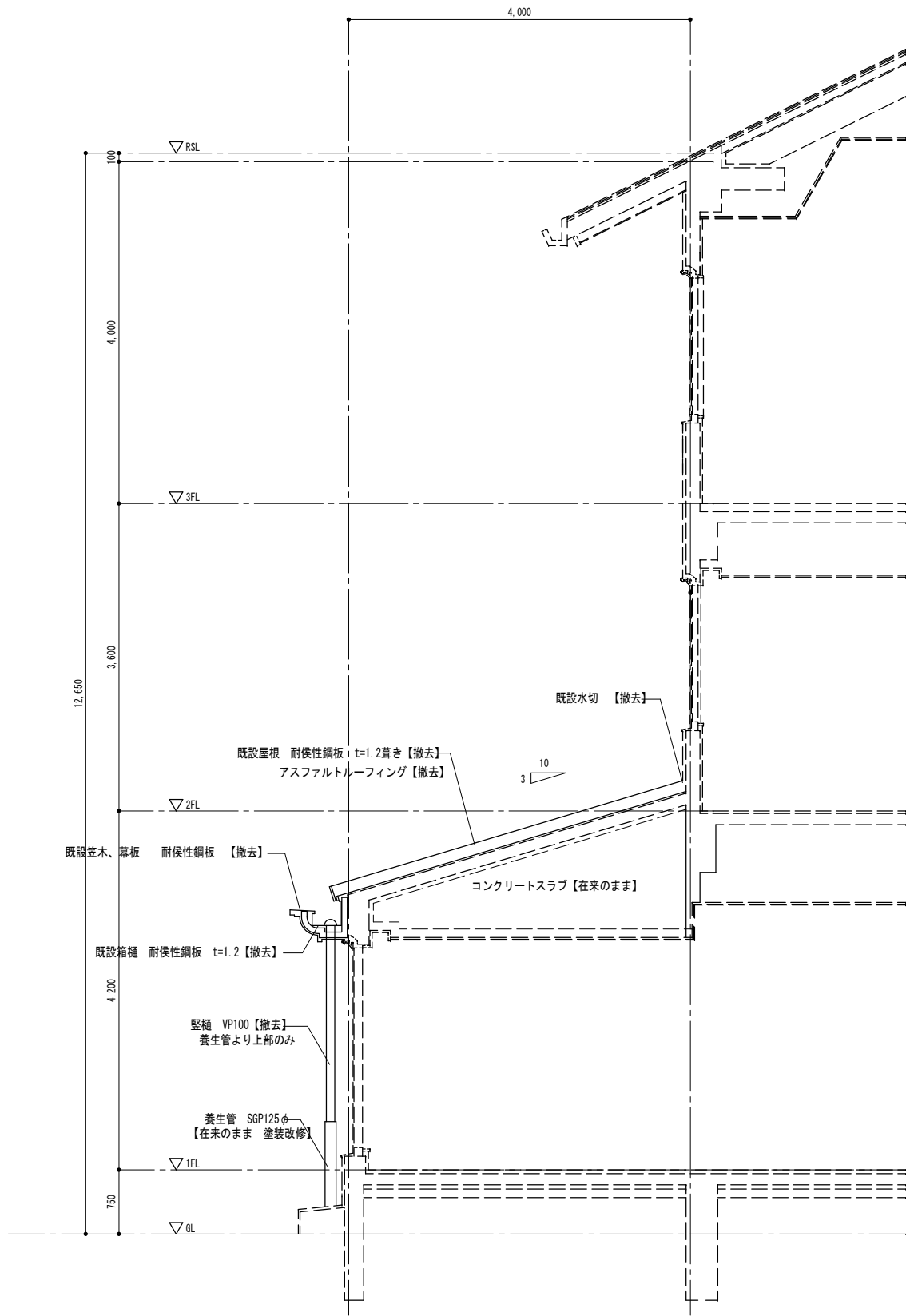
会議室 2		
床	モルタルコデ押え タイルカーペット	
巾木	ソフト巾木 H=60	
壁	LGS及びGL貼P B t 12.5 ビニルクロス貼り	
天井	化粧石膏ボード t 9	CH=2,700
備考		

※既設内装仕上げ材は在来のまま、照明器具等、機器の移動無し

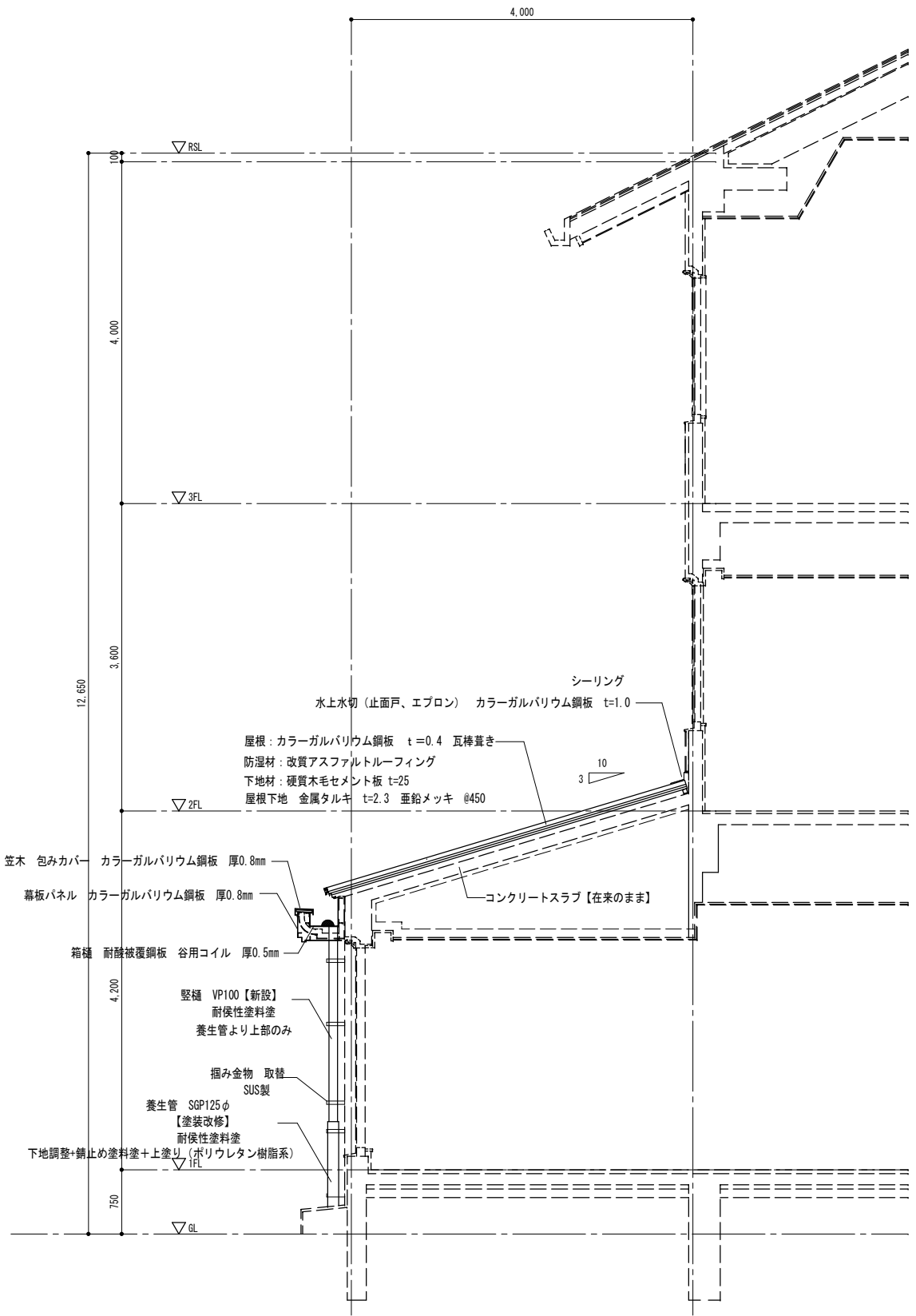


間仕切取付要領図

訂正					設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 舩岡実千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事				図面番号	
						構造		図面名	3階会議室平面詳細図・展開図					
							構造設計1級建築士 第2920号 舩岡実千雄 (印)	設計年月日	****	縮尺	S=1:50			
舩岡建築設計事務所					広島県安芸高田市高宮町原田4132									
1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664														

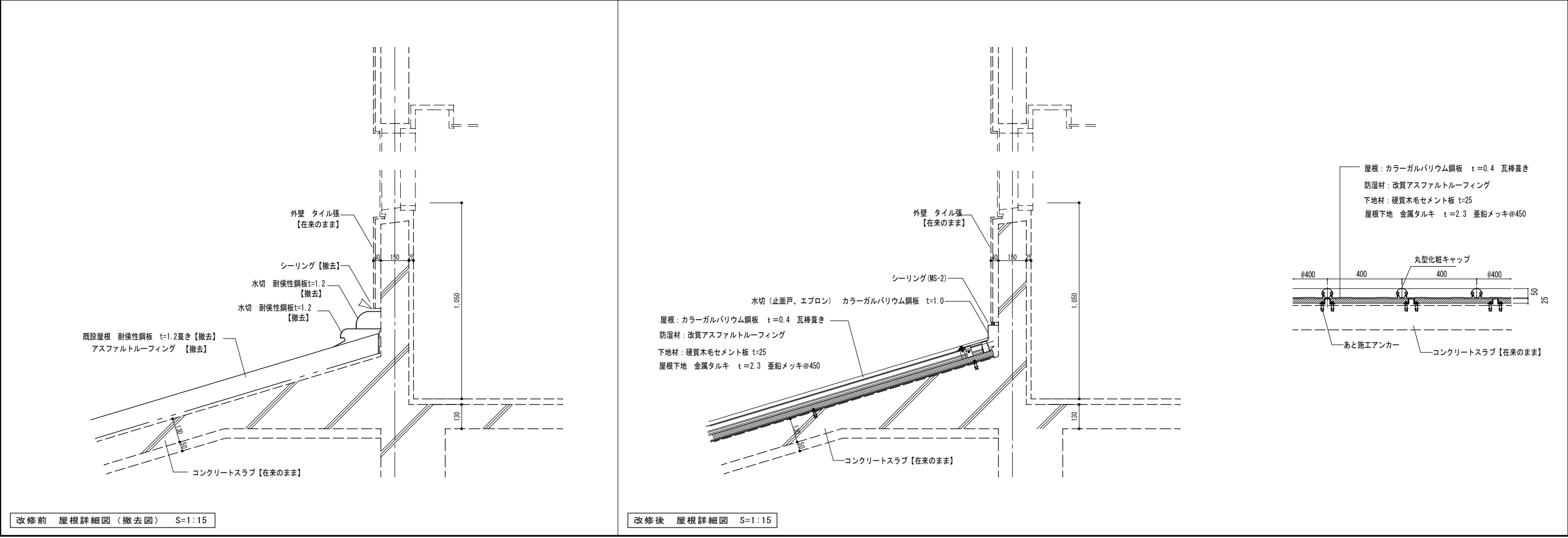
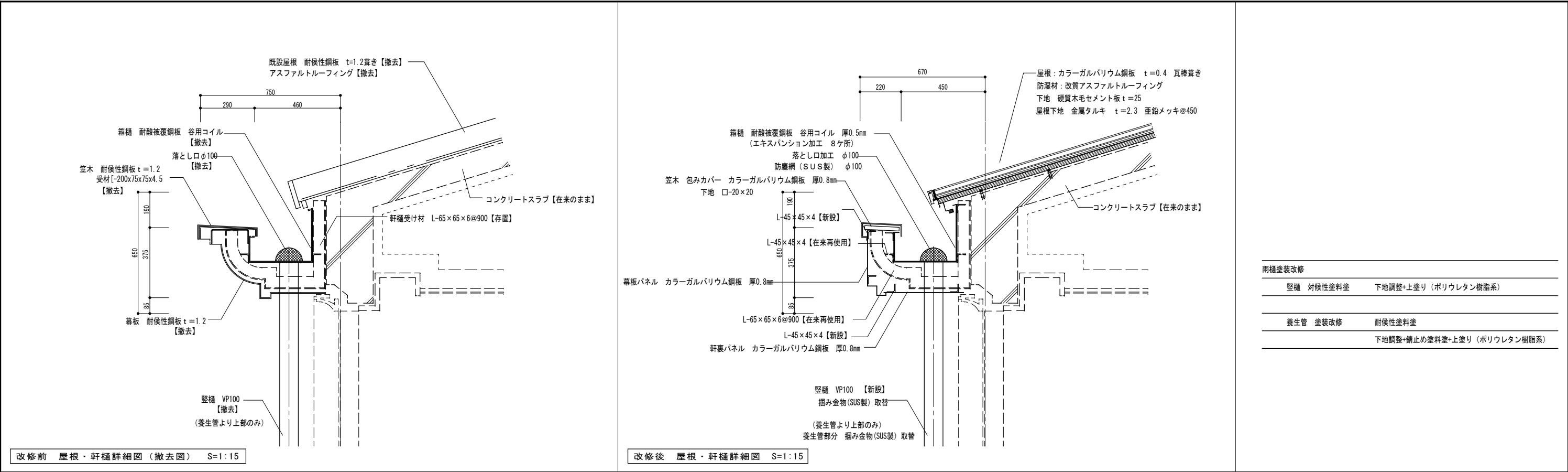


改修前 断面図（撤去図） S=1:50



改修後 断面図 S=1:50

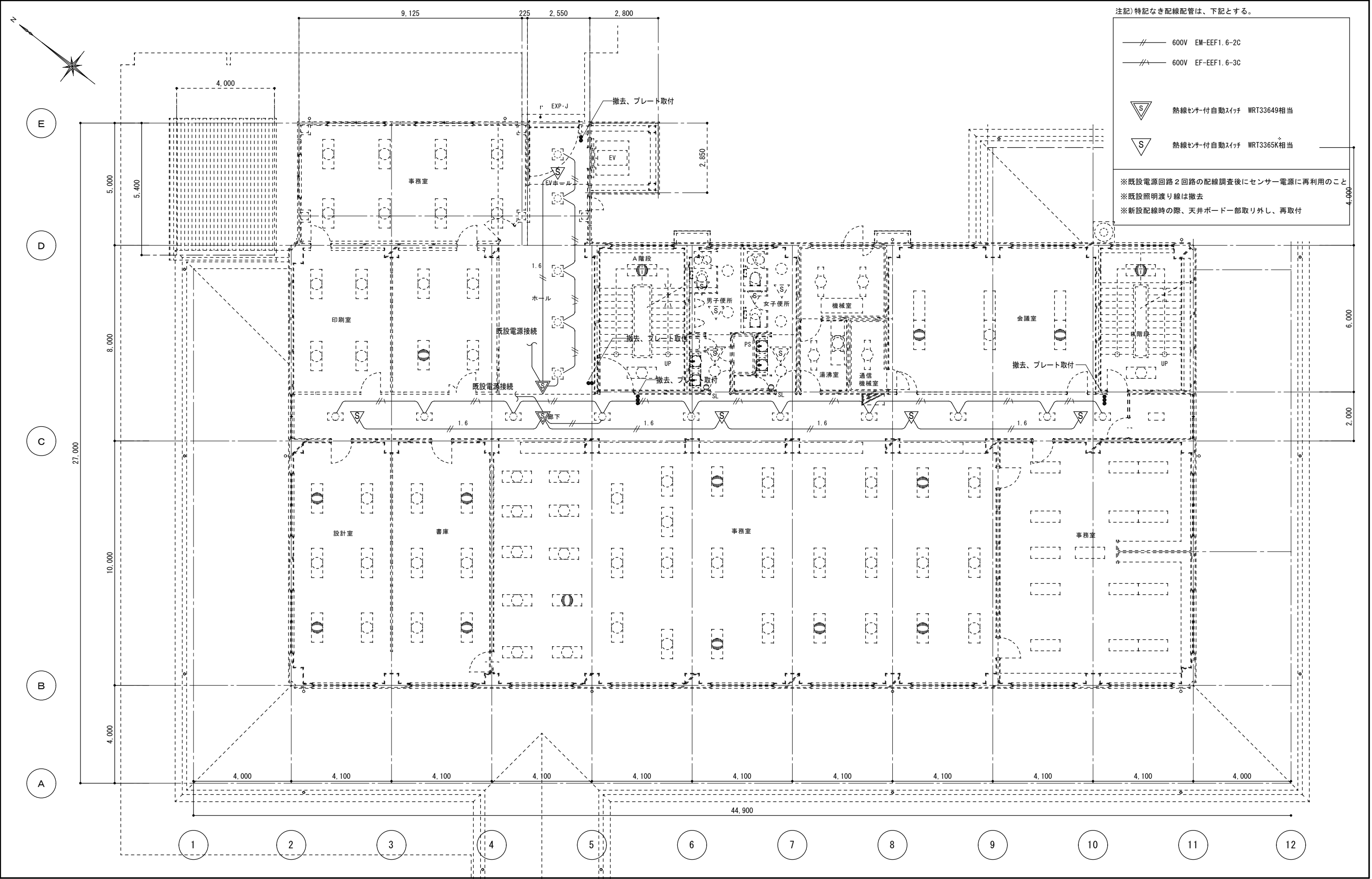
訂正						設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 舩岡実千雄 (印) 工事名 安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号	
							構造	図面名 断面図				
							構造設計1級建築士 第2920号 舩岡実千雄 (印) 設計年月日 **** 縮尺 S=1:50					
					舩岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664							A 15



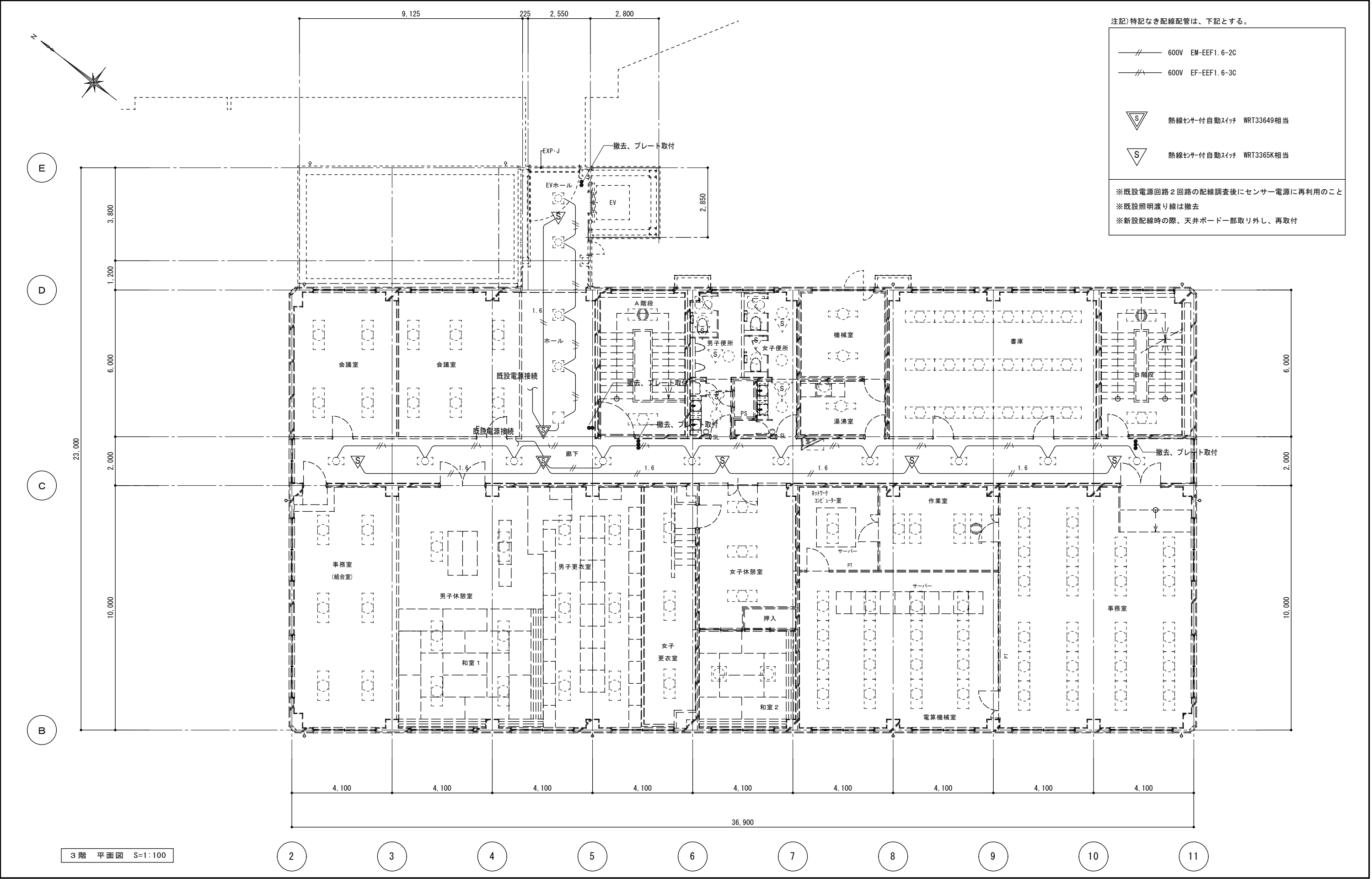
訂正					併岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田 4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者	意匠	1級建築士（大臣） 162104号 併岡実千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号 A 16
							構造		図面名	詳細図			
									設計年月日	****	縮尺	S= 1: 15	
									構造設計1級建築士 第2920号 併岡実千雄 (印)				
				註：印刷図面は71%の縮小印刷 A2→A3									

[illegible]

訂 正					外岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5654	設計者	意匠	1級建築士（大臣） 162104号 外岡美千雄 (印)	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号 E 1
							構造		図面名	電気設備特記仕様書			
								構造設計1級建築士 第2920号 外岡美千雄 (印)	設計年月日	****	縮尺	NS	



訂正						設計者	意匠	1級建築士（大臣） 162104号 舛岡実千雄	印	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事			図面番号
							構造			図面名	2階電気設備図（廊下 人感センサー新設、配線図）			
								構造設計1級建築士 第2920号 舛岡実千雄	印	設計年月日	****	縮尺	S= 1: 100	



注記)特記なき配線配管は、下記とする。

600V EM-EEF1.6-2C

600V EF-EEF1.6-3C

熱線センサー付自動スイッチ WRT33649相当

熱線センサー付自動スイッチ WRT3365K相当

※既設電源回路2回路の配線調査後にセンサー電源に再利用のこと

※既設照明渡り線は撤去

※新設配線時の際、天井ボード一部取り外し、再取付

訂正					併岡建築設計事務所 広島県安芸高田市高宮町原田4132 1級建築士事務所 広島県知事登録24(1)5664	設計者	意匠	1級建築士(大臣) 162104号 併岡実千雄	Ⓔ	工事名	安芸高田市役所本庁第一庁舎改修工事				図面番号		
											図面名	3階電気設備図(廊下 人感センサー新設、配線図)				E 3	
											構造設計1級建築士 第2920号 併岡実千雄	Ⓔ	設計年月日	****	縮尺		S=1:100